



平成28年6月28日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 高田工業所
代 表 者 代表取締役社長 高田 寿一郎
(コード番号 1966)
問合せ先責任者 総務部長 副島 淳一
(TEL 093-632-2631)

第69期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書の提出を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今回の会計処理の問題により、株主、投資家の皆さまをはじめ、関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書

第69期有価証券報告書(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

2. 延長前の提出期限

平成28年6月30日(木曜日)

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成28年7月29日(金曜日)

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成28年3月29日付で公表いたしました「第三者委員会設置に関するお知らせ」のとおり、福岡国税局による平成24年3月期から平成27年3月期までの課税年度についての税務調査(平成27年11月9日から平成28年2月26日まで)を受け、平成28年2月26日に、会計処理の一部において、不適切な会計処理(売上高の繰延ならびに下請業者との不正取引等)が行われていたことが判明いたしました。売上高の繰延につきましては、当社の複数の事業所が受注したプラント建設・保全工事において、平成27年3月期の完成工事として計上すべきところ、平成28年3月期の工事として意図的に繰延して計上(福岡国税局により指摘を受けたものは合計約171百万円)されていたものであります。また、下請業者との不正取引等につきましては、当社の1事業所において、平成24年3月期から平成27年3月期までの4事業年度について、担当者が下請業者へ実態のない工事の架空発注を行い(福岡国税局により指摘を受けたものは合計約69百万円)、その一部を現金でキックバックさせ、受け取っていたものであります。

上記の経緯を踏まえ、上記の事実、及び、上記の事実以外の類似事案の有無等の解明を目的として、平成28年3月9日付で、当社の社外役員を中心とする内部調査委員会を設置のうえ調査を進めておりましたが、その後、会計監査人である新日本有限責任監査法人の要請のもと、平成28年3月29日付で、当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成される第三者委員会を設置し、内部調査委員会による調査を引き継いでいただきました。

第三者委員会による調査は、調査の客観性・中立性・専門性を高めるために、日本取引所自主規制法人の「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」を参考に、事実関係の調査を行い、その原因を究明し、再発防止策の検討・提言を行うとともに、類似案件の有無の調査を行うことを目的としております。

当社は、第三者委員会による調査に対して、全面的に協力しておりますが、第三者委員会による調査が進行する中、事実関係の解明のために詳細な調査を要する取引が当初の想定よりも広範にわたることが判明し、それに伴って資料分析の対象や事情聴取の対象者等が拡大したことなどから、想定以上の調査期間が必要となる事態にいたしました。そのため、現時点においても、決算短信を公表できず、また、決算期末後3ヶ月後(平成28年6月30日)においても、計算書類等の作成及び会計監査人による監査が未了となる見込みであります。

なお、第三者委員会及び会計監査人の意見を聴取しつつ検討いたしました。第三者委員会の調査報告書の受領後(なお、現時点において調査報告書の受領日は未定です。)に、当社において、必要となる可能性がある過年度の財務諸表及び連結財務諸表等の訂正作業、第69期有価証券報告書の作成作業並びに会計監査人による監査手続等に要する作業量の多さを考慮いたしますと、第69期有価証券報告書の提出は、平成28年7月下旬となる見込みでございます。

以上の事情から、当社は、第69期有価証券報告書の提出期限の延長申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

また、不適切な会計処理の影響額につきましては、税引前当期純利益が逆転する会計期間は無見込みであるとともに、純資産は毀損しない見込みであります。最終的な影響額は未定です。現在、会計監査人である新日本有限責任監査法人と確認を進めており、最終確認が取れ次第、速やかに開示いたします。

以 上